

四	三	二	一	行	平	省	○
発 行 方 法	用 振 替 法 の 適	の 法 律 項 及 の 根 そ 拠	發 行 項 及 び 根 そ 拠	號 名 称 及 び 記	成 二 十 六 年 三 月 四 月 八 日	條 件 等 を 次 六 年 三 月 二 十 日	令 第 三 十 号 一 百 二 十 一 号
定特あ争争う札価振の以律社条一法会一るた運十財十利 め別つ入入。へ格替適下へ債第項律計号法め営四政八付 る参て札札に以を機用「平、一、第に」律のに号法回 も加、と発によ下競闘を振成株項第二関第へ公必「」へ の者財同行、「争は受替式四十す二平債要第昭 にご務時「発価に目け法十三等の振 によと大にと行格付本銀もるとい るに臣行い(競し行のう)と 發応がわう(以下)と 行募各れ。下入行とと 以限國る、「札わすし。 以下度債入価価「れ。の 一額市札格格とる。そ規 国を場で競競い入の定	法	の法 律 項 及 の 根 そ 拠	發 行 項 及 び 根 そ 拠	號 名 称 及 び 記	成 二 十 六 年 三 月 四 月 八 日	條 件 等 を 次 六 年 三 月 二 十 日	令 第 三 十 号 一 百 二 十 一 号

六
イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

る政二つ定う額
た運十いにち面
め営九て基、金
のに億はづ財額
公必三、き政で
債要千額発法一
のな三面行第兆
発財百金し四九
行源七額た条百
のの十で利第七
特確万二付一十
例保円千国項八
にを、二債の億
関図財百に規円

五
口
イ
方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

込募各当も各
み限國ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内参募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
.各の割高
申応りい

發別にご務後格競債
行參よと大に競争市
「加るに臣行争入場
と者發応がわ入札特
い・行募各れ札發別
う第へ限國るの行參
。Ⅱ以度債入募「加
非下額市札入と者
価「を場でのい・
格國定特あ決う第
競債め別つ定。I
争市る參てを及非
入場も加、しご価
札特の者財た価格

七

ロ イ

ハ

ロ

払

者 特 国 入 価	込 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国
・ 別 債 札 格	入 価 ・ 別 債 入 価 ・ 别 債
第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 札 格 第 参 市
I 加 場 行 争 額	發 競 II 加 場 發 競 I 加 場

千 一
十 兆
二 九
億 百
七 三
千 十
二 二
百 億
八 四
十 百
六 五
万 十
円 万
円

二 国 条 特
十 債 の 別
一 に 規 会
億 つ 定 計
円 い に に
て 基 関
' づ す
額 き る
面 發 法
金 行 律
額 し 第
で た 四
二 利 十
百 付 七

七 国 条 特 億 つ 定 円 で 利 十 六 は づ 律 五 て 基 す
億 債 の 別 四 い に 、 二 付 七 千 、 き 第 百 は づ る
円 に 規 会 千 て 基 同 千 国 条 七 額 發 四 万 、 き 法
つ 定 計 百 は づ 法 六 債 の 百 面 行 十 円 額 發 律
い に に 七 、 き 第 十 に 規 四 金 し 六 、 面 行 第
て 基 関 十 額 發 六 九 つ 定 十 額 た 条 特 金 し 二
' づ す 万 面 行 十 億 い に 五 で 利 第 別 額 た 条
額 き る 円 金 し 二 四 て 基 万 三 付 一 会 で 利 第
面 發 法 額 た 条 千 は づ 円 千 国 項 計 千 付 一
金 行 律 で 利 第 二 、 き 、 九 債 の に 七 国 項
額 し 第 千 付 一 百 額 發 同 百 に 規 関 百 債 の
で た 四 五 国 項 十 面 行 法 十 つ 定 す 七 に 規
千 利 十 十 債 の 五 金 し 第 七 い に る 億 つ 定
十 付 七 四 に 規 万 額 た 四 億 て 基 法 千 い に

十二	口	イ一	発	振額最	八
利入価・別債行争非者特国 札格第参市及入価・別債 発競II加場び札格第参市 率行争非者特国発競I加場	入価發 札格行行 発競価 行争格日	替 単 位	低行争非者特国行争非 額入価・別債入価 面札格第参市札格 金発競II加場発競		
年	十額格十額 八面五面 錢金錢金 額以額 百上百 円の円 にそに につれつ きぞき 九れ九 十九の十 九応九 円募円 五価三	平す額の振 成るの記替 .整載法 十數又の 六倍は規 年記定 三金録に 月額はよ 二に、る 十よ最振 日る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円	二百二十億七 百十八万円	二
一·五 パ ー セ ン ト					

十三

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成
す次そ銀額し、十
る号の行を
額面金額× $\frac{15}{100} \times \frac{1}{2}$
期及翌休支
日び當業払の年
に第業日算九月
つ十日式月に
い五にう。式月
て号支に當だよ
同に払たしり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

十四

十九十八十
九八七八六五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
子以

平財日額平るい日毎
成務本面成利てを年
二大銀金四子、支三
十六臣行額十をそ払月
から百六支の期二
年三円年払日と二十
月通知に三う以し日及
二月つ月。前、及
二十き二六各び
日受け百十月支び
た者円日間払九
に期月属に二
すお十